

議提第7号

奨学金制度の改善を求める意見書

会議規則第14条の規定により、奨学金制度の改善を求める意見書を次のとおり提出する。

平成28年6月23日 提出

提出者	北本市議会議員	滝	瀬	光	一
賛成者	北本市議会議員	渡	邊	良	太
賛成者	北本市議会議員	北	原	正	勝
賛成者	北本市議会議員	高	橋	伸	治
賛成者	北本市議会議員	諏	訪	善	一良
賛成者	北本市議会議員	湯	沢	美	恵
賛成者	北本市議会議員	中	村	洋	子
賛成者	北本市議会議員	今	関	公	美
賛成者	北本市議会議員	日	高	英	城
賛成者	北本市議会議員	大	嶋	達	巳
賛成者	北本市議会議員	保	角	美	代
賛成者	北本市議会議員	松	島	修	一
賛成者	北本市議会議員	黒	澤	健	一
賛成者	北本市議会議員	工	藤	日出	夫
賛成者	北本市議会議員	金	子	眞理	子
賛成者	北本市議会議員	岸		昭	二
賛成者	北本市議会議員	島	野	和	夫
賛成者	北本市議会議員	加	藤	勝	明
賛成者	北本市議会議員	横	山		功

北本市議会議長 三宮幸雄様

奨学金制度の改善を求める意見書

日本国憲法第 26 条第 1 項は、全ての国民に教育を受ける権利を保障し、教育基本法第 4 条第 3 項は、「経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」と規定しています。学費は高騰を続ける一方で、家計収入は年々低下しており、進学のために奨学金の果たす役割は増大しています。

現在の大学生・大学院生のための奨学金制度は返済の必要な貸与制が中心なうえ、その多くは有利子です。そのため、卒業と同時に平均的なケースで 300 万円、多い場合には 1,000 万円もの返済をしなければなりません。

一方で、非正規雇用の増大などにより卒業後の雇用・収入は不安定になっています。大学・短大などを卒業した 30～50 歳代の 3 分の 1 以上が年収 300 万円以下の賃金で働いており、奨学金を借りた既卒者の 8 人に 1 人が滞納や返済猶予になっています。

日本政府は 2012 年、国際人権規約の大学の学費を段階的に無償化する条項を批准しました。同規約の立場で学費の値下げと奨学金の充実に向けて前進することが務めです。

日本の高等教育への GDP 比での公的支出は先進国で最低のクラスであり、OECD 加盟国中、高い学費を徴収しながら給付制奨学金制度がないのは日本だけとなっています。

よって、政府においては、学ぶ意欲のある子どもが家庭の経済状況に左右されることなく高等教育を受けられるようにするため、また、若者が卒業後に過度の負担を強いられることのないよう以下の施策を講じるよう強く求めます。

- 1、給付型奨学金制度を創設すること
- 2、貸与型奨学金については無利子奨学金を拡充し、減免制度を創設するなど返済方法の改善を行うこと
- 3、返還金の充当順位を元金、利息、延滞金の順位とすること
- 4、利用関係者に対して奨学金制度の理解の徹底を図ること

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

提出先

内閣総理大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長